

各 位

会 社 名 株式会社ウッドフレンズ  
代表者名 代表取締役 前田 和彦  
(JASDAQ・コード 8886)  
問合せ先 取締役経理部長 伊藤 嘉浩  
(電話 052-249-3504)

## 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更ならびに役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 8 月 29 日開催予定の当社第 35 回定時株主総会の承認を条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行すること、および当該移行等に伴う「定款一部変更の件」を同定時株主総会に付議することを決議いたしました。これに伴い、「監査等委員会設置会社」に移行後の役員人事に関し、取締役および監査等委員である取締役の候補者についても決定いたしましたので、併せて下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的・理由

企業の持続的成長と価値向上を目指し発展拡大させるためには、経営の仕組みを強化する必要があります。これまでの取締役会、取締役および執行役員制度を見直し、経営の意思決定を適正化・迅速化するとともに、取締役会の監督機能、執行部による業務執行機能の役割の明確化と強化を図るため、現在の当社に相応しい監督・執行体制を検討した結果、「監査等委員会設置会社」に移行することが最善と判断いたしました。

##### (2) 移行の時期

平成 29 年 8 月 29 日開催予定の第 35 回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴う監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 今後の業務範囲の拡大および事業内容の多様化に対応するため、事業目的の追加を行うものであります。
- ③ 上記の他、条文の新設・削除に伴う条数の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定） 平成 29 年 8 月 29 日（火）  
定款変更の効力発生日（予定） 平成 29 年 8 月 29 日（火）

3. 役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

（平成 29 年 8 月 29 日開催予定の第 35 回定時株主総会に付議）

氏名	新役職名	現役職名
前田 和彦	代表取締役	同左
伊藤 嘉浩	取締役	同左
川口 一幸	取締役	同左

（注）川口一幸氏は会社法第 2 条 15 号に規定する社外取締役の候補者であります。

(2) 監査等委員である取締役候補者

（平成 29 年 8 月 29 日開催予定の第 35 回定時株主総会に付議）

氏名	新役職名	現役職名
松浦 和雄	取締役 監査等委員	監査役
阪野 實	取締役 監査等委員	監査役
大場 康史	取締役 監査等委員	監査役

（注）阪野實氏および大場康史氏は会社法第 2 条 15 号に規定する社外取締役の候補者であります。

(3) 退任予定取締役

（平成 29 年 8 月 29 日開催予定の第 35 回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任予定）

氏名	現役職名
笹原 利明	取締役
加藤 猛雄	取締役
吉田 祥子	取締役

ご参考：執行役員体制

氏名	役職
前田 和彦	代表執行役員 CEO
笹原 利明	上席執行役員 COO 住宅事業本部長
加藤 猛雄	上席執行役員 COO 建設資材事業本部長
吉田 祥子	執行役員 CTO 研究開発部長
林 知秀	執行役員 マーケティング部長 兼 需要開発部長
大竹 康明	執行役員 不動産開発部長
坂野 徹也	執行役員 エンジニアリング統括部長

なお、取締役候補者 伊藤 嘉浩には、平成 29 年 8 月 29 日開催予定の第 35 回定時株主総会終結後に開催する取締役会において、使用人職務として「経理部長 兼 人事総務部長 兼 子会社管理室長」を委嘱する予定であります。

以 上

別紙

定款の変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>[目的]</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～11. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>12. 上記各号に付帯する一切の事業</p> <p>[機関]</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>[目的]</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～11. (現行どおり)</p> <p><u>12. 国内外における観光地の開発に関する事業</u></p> <p><u>13. 国内外におけるホテル、旅館、その他の観光施設の企画、設計、施工、運営および経営指導</u></p> <p><u>14. 旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p><u>15. インターネットを利用した各種情報提供サービス、ならびに宿泊施設、観光施設等の予約の代理、媒介又は取次業務</u></p> <p><u>16. 日本酒その他酒類の製造、販売</u></p> <p><u>17. 清涼飲料その他の飲料の製造、販売</u></p> <p><u>18. 健康、スポーツおよび余暇に関するサービスの企画、運営</u></p> <p>19. 上記各号に付帯する一切の事業</p> <p>[機関]</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>

<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>[員数]</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>[選任方法]</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>[任期]</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>[取締役会の招集通知]</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>[員数]</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>[選任方法]</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>[任期]</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の者に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>[取締役会の招集通知]</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
--	---

る。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

[取締役会の決議の方法]

第 25 条 (条文省略)

[議事録]

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2. (条文省略)

[相談役]

第 27 条 (条文省略)

[報酬等]

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 29 条～第 30 条 (条文省略)

## 第 5 章 監査役および監査役会

[員数]

第 31 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

[選任方法]

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

[取締役会の決議の方法]

第 25 条 (現行どおり)

[議事録]

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. (現行どおり)

[相談役]

第 27 条 (現行どおり)

[報酬等]

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 29 条～第 30 条 (現行どおり)

(削除)

(削除)

(削除)

<p><u>[任期]</u></p> <p><u>第 33 条</u> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p><u>[常勤の監査役]</u></p> <p><u>第 34 条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>[監査役会の招集通知]</u></p> <p><u>第 35 条</u> 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>[監査役会の決議の方法]</u></p> <p><u>第 36 条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>[議事録]</u></p> <p><u>第 37 条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削除)
<p><u>[報酬等]</u></p> <p><u>第 38 条</u> 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)

[監査役の責任免除]

第 39 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、同法第 4 2 3 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる。

[監査役についての責任限定契約]

第 40 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 4 2 3 条第 1 項の行為に関する責任につき、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第 41 条～第 46 条 (条文省略)

(削除)

(削除)

第 5 章 監査等委員会

[監査等委員会の招集通知]

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

[監査等委員会の決議の方法]

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数をもって行う。

[議事録]

第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第 34 条～第 39 条 (現行どおり)



<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>[監査役の責任免除に関する経過措置]</u></p> <p>当社は、第 35 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>